

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第13号

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条の2を次のように改める。

(育児短時間勤務教職員等の給料月額及び教職調整額の端数計算)

第1条の2 条例第4条第5項に規定する育児短時間勤務教職員(以下「育児短時間勤務教職員」という。)又は条例第2条第1項に規定する再任用短時間勤務教職員(以下「再任用短時間勤務教職員」という。)について、条例第4条第5項又は第6項の規定による給料月額及び条例第7条の2第1項の規定による教職調整額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第3条の4第1項中「第4条第5項」を「第4条第6項」に改め、「再任用教職員」の右に「(以下「再任用教職員」という。)」を加え、「再任用短時間勤務教職員」を「育児短時間勤務教職員又は再任用短時間勤務教職員」に改め、「第26条第2項」の右に「又は第3項」を加える。

第6条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、育児短時間勤務教職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務教職員が地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により承認を受けた同条第1項に規定する育児短時間勤務又は同法第17条の規定によりすること

となった短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務教職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

第7条中「第26条第4項」を「第26条第5項」に改める。

第9条第2項中「再任用短時間勤務教職員に」を「育児短時間勤務教職員又は再任用短時間勤務教職員に」に改め、「第26条第2項」の右に「又は第3項」を加え、「再任用短時間勤務教職員の」を削り、同条第3項中「再任用短時間勤務教職員」を「育児短時間勤務教職員又は再任用短時間勤務教職員」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)